

重度訪問介護に係る報酬・基準について 論点等

重度訪問介護の概要

対象者

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者

障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者

- (一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
- (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

サービス内容

居宅等における

入浴、排せつ及び食事等の介護
調理、洗濯及び掃除等の家事
その他生活全般にわたる援助
外出時における移動中の介護

日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。
平成30年度より、入院中の病院等におけるコミュニケーション支援等が追加

主な人員配置

サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上

- ・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
- ・ 居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従業者養成研修修了者

重度訪問介護加算対象者

15%加算対象者...重度訪問介護の対象者(一)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者(障害支援区分6)

重度障害者等包括支援対象者

- ・ 重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者であって、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(類型(筋ジス、脊椎損傷、ALS、遷延性意識障害等を想定))、又は最重度知的障害者(類型(重症心身障害者を想定))
- ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(類型(強度行動障害を想定))

8.5%加算対象者...障害支援区分6の者

報酬単価(令和元年10月~)

基本報酬

184単位(1時間未満)~1,411単位(8時間未満) 8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算)

サービス提供体制の整備、良質な人材の確保、
重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所の
サービスを評価

緊急時対応加算

(1回当たり100単位加算、月2回を限度)
重度訪問介護計画に位置づけられていない重度
訪問介護を利用者等の要請を受けて緊急に対応し
た場合を評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に
対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評
価

事業所数

7,321 (国保連令和 2年 4月実績)

利用者数

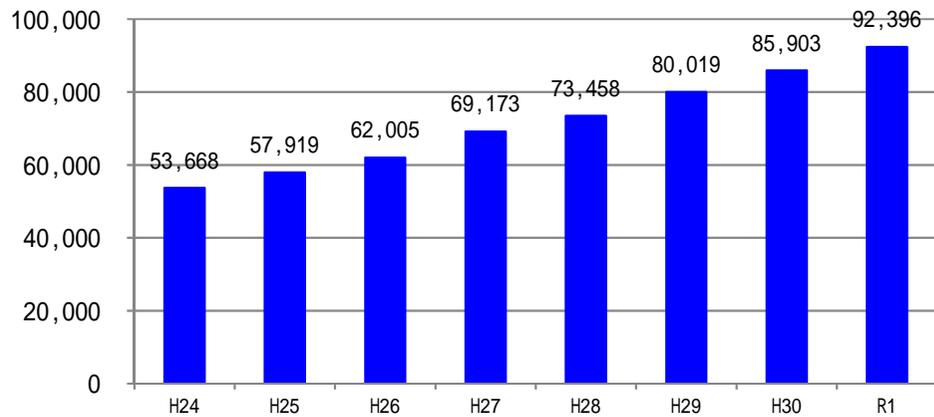
10,990 (国保連令和 2年 4月実績)1

重度訪問介護の現状

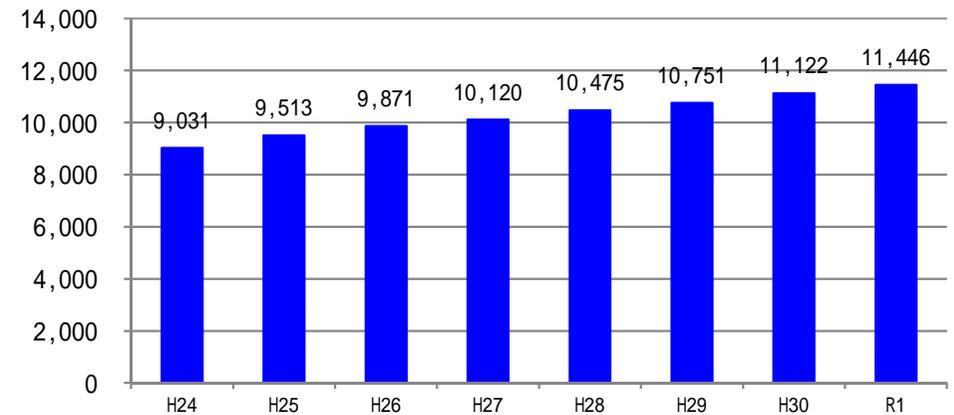
【重度訪問介護の現状】

令和元年度の費用額は約924億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の3.4%を占めている。
利用者数及び事業所数については毎年度増加している。

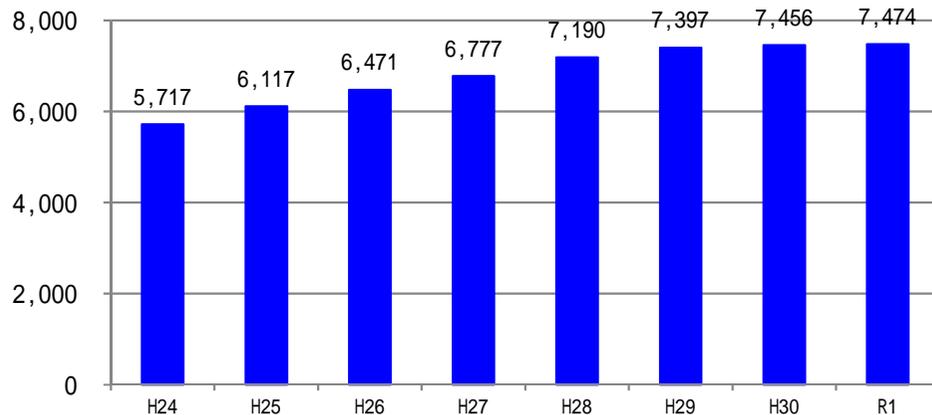
費用額の推移(百万円)



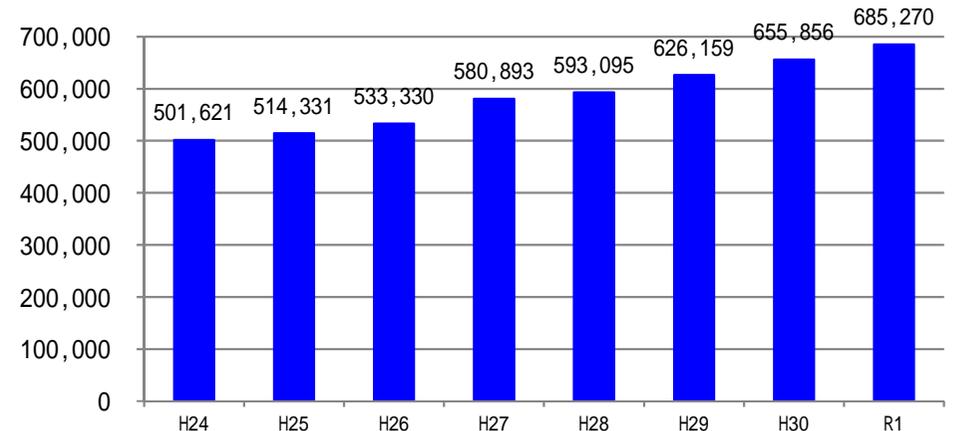
利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



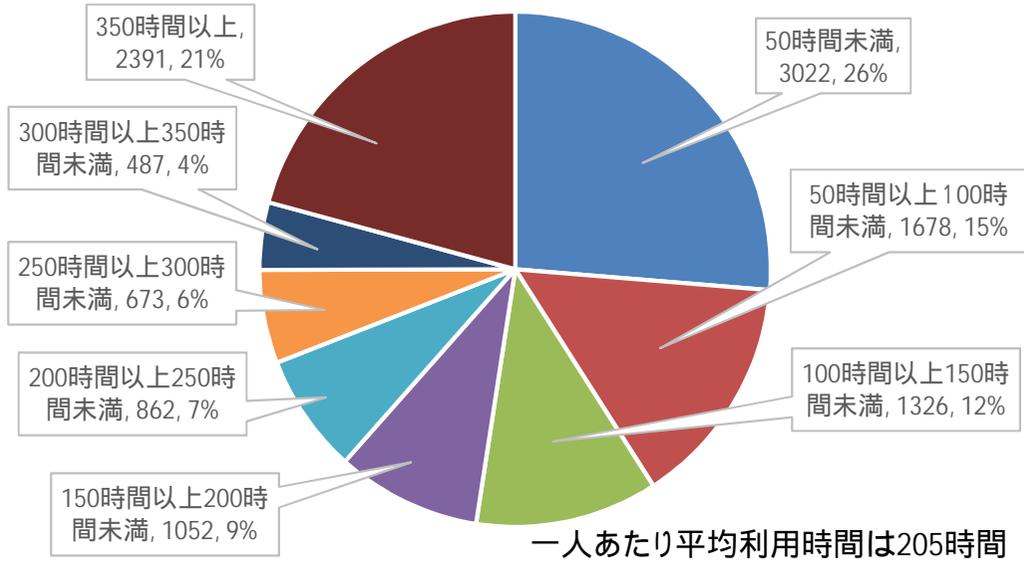
一人あたり費用月額額の推移(円)



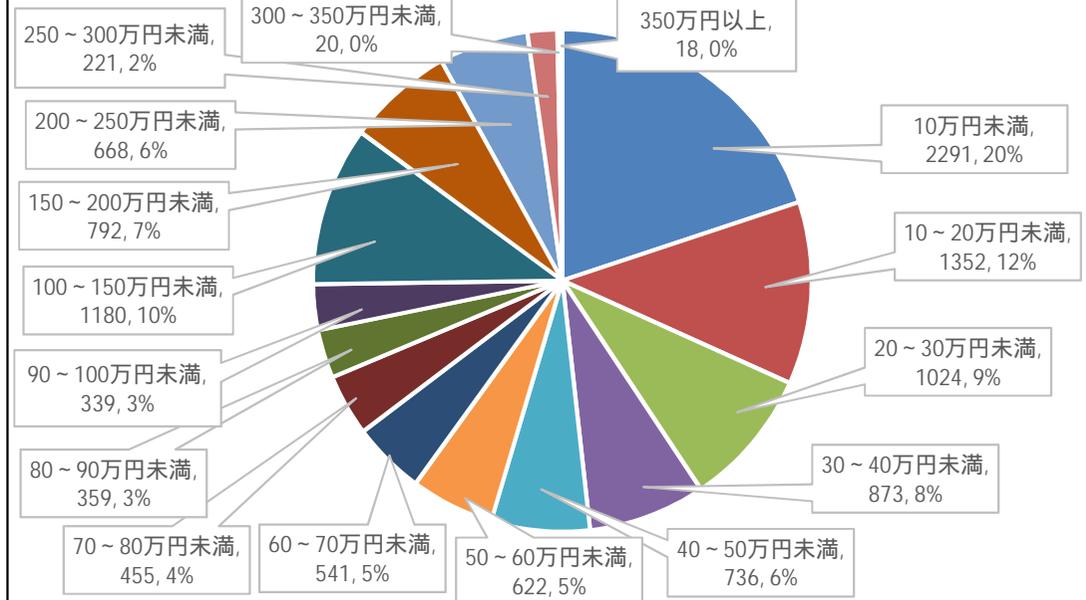
重度訪問介護の現状

一月150時間以上の利用者が約5割を占め、一人あたり費用月額が30万円以上の利用者が約6割を占めている。
 利用者数は、区分6の者が8割以上を占めている。

一月の利用時間別人数(人)令和2年1月分



一人あたり費用月額別人数(人) 令和2年1月分



障害支援区分別にみた利用者数の割合の推移



関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	障害者の自家用車や障害者が手配したレンタカーなどに限り、通院等介助（身体介護を伴う場合）の単価水準を上限として、重度訪問介護に「停車時介護加算（仮称）」を創設すべきである。	全国脊髄損傷者連合会
2	重度訪問介護の対象者の枠を広げていただきたい。対象を重度の肢体不自由、行動援護対象者に限定せず、「日常生活全般に常時の支援を必要とするすべての障害者」に対して利用可能としていただきたい。	きょうされん 他 （同旨：全国自立生活センター協議会、DPI日本会議）
3	重度訪問介護の障害支援区分4に対する行動障害10点以上要件を撤廃すべき。	全国精神保健福祉会連合会
4	保護者のレスパイト、きょうだい児と過ごす時間の確保のため、「重度訪問介護」を障害児にも拡大すること。（年齢制限をなくすこと）	日本医師会 他 （同旨：全国自立生活センター協議会、DPI日本会議）
5	重度訪問介護について、報酬単価を引き上げていただきたい。24時間の生活保障を考慮すること及び4時間未満の単価は身体介護の単価設定と同等にしていきたい。	全国脊髄損傷者連合会 他 （同旨：きょうされん、日本身体障害者団体連合会、全国自立生活センター協議会）
6	重度訪問介護について、障害支援区分4・5の場合の報酬も拡充させること。また、重度訪問介護は本来、8時間の介助提供をして採算ベースがとれるように設定されているものであって、区分4・5であっても一日8・10時間などの長時間利用が認められるようにすること。若しくは3・4時間の利用であっても十分な採算が取れるような報酬設定にすること。	全国自立生活センター協議会 他 （同旨：DPI日本会議）
7	重度訪問介護について、介護報酬と同額の報酬単位とすること。	日本医師会
8	重度訪問介護のサービス提供の裾野を広げるために、特定事業所加算の算定要件を緩和すべき。算定要件のうち、利用者にとってのサービスの質の向上に寄与するものを残し、そうでないものは廃止すべき。	全国脊髄損傷者連合会
9	常勤ヘルパーを手厚く配置している事業所を評価するため、重度訪問介護に特定事業所加算 を新設し、 居宅介護従業者要件（介護福祉士30%以上、旧1級以上50%以上、常勤40%以上）と 重度障害者対応要件（区分5以上または喀痰吸引等が50%以上）に適合する事業所に対して報酬を10%加算すべき。	全国脊髄損傷者連合会
10	重度訪問介護について、障害のない人と同等の権利を保障する上で、通勤、通学、就学、就業時の利用を可能にすべき。	きょうされん 他 （同旨：日本ALS協会、日本筋ジストロフィー協会、全国精神保健福祉会連合会、全国脊髄損傷者連合会、障害者自立支援法違憲訴訟団、全国自立生活センター協議会、DPI日本会議、難病のこども支援全国ネットワーク）
11	重度訪問介護について、ヘルパー自身が運転する車による通学支援も必要である。	難病のこども支援全国ネットワーク
12	さいたま市独自の「重度障害者の就労支援事業」を参考に、就労を通じた社会参加の機会を促進し、重度障害者の就労機会の拡大を図っていただきたい。	日本筋ジストロフィー協会
13	重度訪問介護は（区分4）から居宅の訪問介護を受けられるが、入院中の利用は居宅等で継続的に利用している区分6でなければ重度訪問介護は受けられない。入院時こそ区分4であっても普段から訪問介護で介助に慣れた方が必要である。	全国肢体不自由児者父母の会連合会 他 （同旨：日本発達障害ネットワーク、全国自立生活センター協議会、DPI日本会議）
14	精神科病院長期入院者の地域移行が十分に進んでおらず、入院中においても重度訪問介護を申請して利用できるようにすべき。長時間見守りのニーズがある精神障害者に対する重度訪問介護の障害支援区分3以下への適用拡大が必要である。	全国精神保健福祉会連合会
15	重度訪問介護について、入院中の重度訪問介護の利用が円滑に行われるよう、各施設への周知が必要である。	日本ALS協会

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
16	<p>以下の支援が想定されるため、18歳未満の児童についても、重症心身障害児にあつては、医療機関に入院した場合に重度訪問介護の支給対象としていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応に繋げる。 ・強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善に繋げる。 	全国重症心身障害児(者)を守る会
17	<p>事業所間での補填が不要となるように、同一のヘルパー事業所から熟練ヘルパーと新人ヘルパーが派遣された場合を含めて、熟練ヘルパーを派遣する事業所における単価の加減算率を見直すべき。また、熟練ヘルパーを派遣する事業所について、新人ヘルパーに対する指導を報酬上でも評価すべき。</p>	全国脊髄損傷者連合会
18	<p>入所者の社会参加や外出を促進するため、地域格差を是正し、外出できるサービス支給を行っていただきたい。また、外出するためのサービスをはじめ、利用できる制度をわかりやすく周知されたい。</p>	日本筋ジストロフィー協会
19	<p>重度訪問介護サービスについて、以下の課題があるため、提供時間の底上げと地域間格差の是正が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険のサービスが十分使えない（医療的ケアを担う事業所が少ない。僻地、離島などで利用できない。） ・重度訪問介護サービス給付において区市町村で公平に給付されておらず、大きな給付格差が見られる。 ・重度訪問介護サービス給付の制限理由として財政事情や無理な家族介護を求めるなどの苦情が聞かれる。 	日本ALS協会 他 (同旨：DPI日本会議)

重度訪問介護に係る報酬・基準について

重度訪問介護に係る論点

論点 運転中における駐停車時の緊急支援の評価について

【論点】運転中における駐停車時の緊急支援の評価について

現状・課題

居宅介護は、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて短時間サービスの単価が高い設定となっていることに対し、重度訪問介護は、見守りを含め長時間サービス提供を行うという業務形態であることを踏まえ、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用等を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。

ヘルパーが自動車を運転して利用者を移送する行為そのものは、道路交通法の安全運転義務との関係から運転中に身体介護等を行ない得ないため、重度訪問介護サービスに含まれず、ヘルパーが運転する自動車に利用者を乗せて外出時の支援を行う場合、ヘルパーが運転中の時間は報酬算定の対象とならない。

事業所等が所有する自動車により重度訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録が必要であり、これらを受けずに運送を行う事業所については報酬の対象としないものとされている。

一方で、特に公共交通機関が少ない地方では、ヘルパーが運転する自動車で障害者を移送する場合に、利用者の求めや体調の変化等に応じ緊急的に駐停車して、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整、排せつの介護等の支援を行っている実態があるが、駐停車時の短い時間しか報酬算定ができないため、支援に不都合が生じるとの指摘が従前よりあった。

また、報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングでは、以下の意見・要望があった。

- ・ 障害者の自家用車や障害者が手配したレンタカーなどに限り、通院等介助（身体介護を伴う場合）の単価水準を上限として、重度訪問介護に「停車時介護加算（仮称）」を創設すべきである。（全国脊髄損傷者連合会）

【論点】運転中における駐停車時の緊急支援の評価について

論 点

ヘルパーが運転する自動車で障害者を移送する場合に、利用者の求めや体調の変化等に応じ緊急的に駐停車して、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整、排せつの介護等の支援を行った場合の評価について、どう考えるか。

検討の方向性

ヘルパーが運転中の移動時間を報酬算定の対象とすることは認められないものの、ヘルパーは安全運転の遵守義務を負っている一方で、障害者に対して適時適切に必要な支援を行わなければならない責任も負っていることから、運転中における駐停車時の緊急的な支援を行った場合、その緊急性や安全管理等を報酬上評価してはどうか。

重度訪問介護の単価設定等について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
(平成18年10月31日付障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 抜粋

重度訪問介護の所要時間について

- (一) 短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて短時間サービスが高い単価設定となっている居宅介護に対し、重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。

運転中の報酬の算定について

訪問介護では、運転中の報酬算定の取扱いを以下の通り示しており、障害福祉サービスの重度訪問介護等においても運転中の時間を報酬算定することを認めていない。

「運営基準等に係るQ & Aについて」

(平成13年3月28日付厚生労働省老健局振興課事務連絡) 抜粋

【運転中の介護報酬の算定について】

指定訪問介護事業所の指定を受けているタクシー会社（いわゆる介護タクシー）において訪問介護の資格を有する運転手が、タクシーを運転して通院・外出介助を行う場合は、運転中の時間も含めて介護報酬を算定してよいか。

(答)

居宅を訪問した訪問介護員がタクシー運転手のみの場合は、運転中は運転に専念するため介護を行い得ず、また、移送（運転）の行為は、訪問介護サービスに含まれないことから、運転中の時間は介護報酬の算定対象とはならない。

ただし、利用者の心身の状態等から走行中にも介護の必要があり、運転手以外に同乗した訪問介護員が介護を行うのであれば、走行中に行う介護の時間も介護報酬の算定対象となる。

介護輸送に係る法的取扱いについて

「介護輸送に係る法的取扱いについて」

(平成18年9月29日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡) 抜粋

介護輸送に係る法的取扱いについて

平成18年9月

国土交通省自動車交通局旅客課

厚生労働省老健局振興課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

1. 訪問介護について

訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を求めるとし、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。

(中略)

なお、障害者(児)福祉サービスに係る自家用自動車を使用した有償旅客運送についても、上記～の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。